

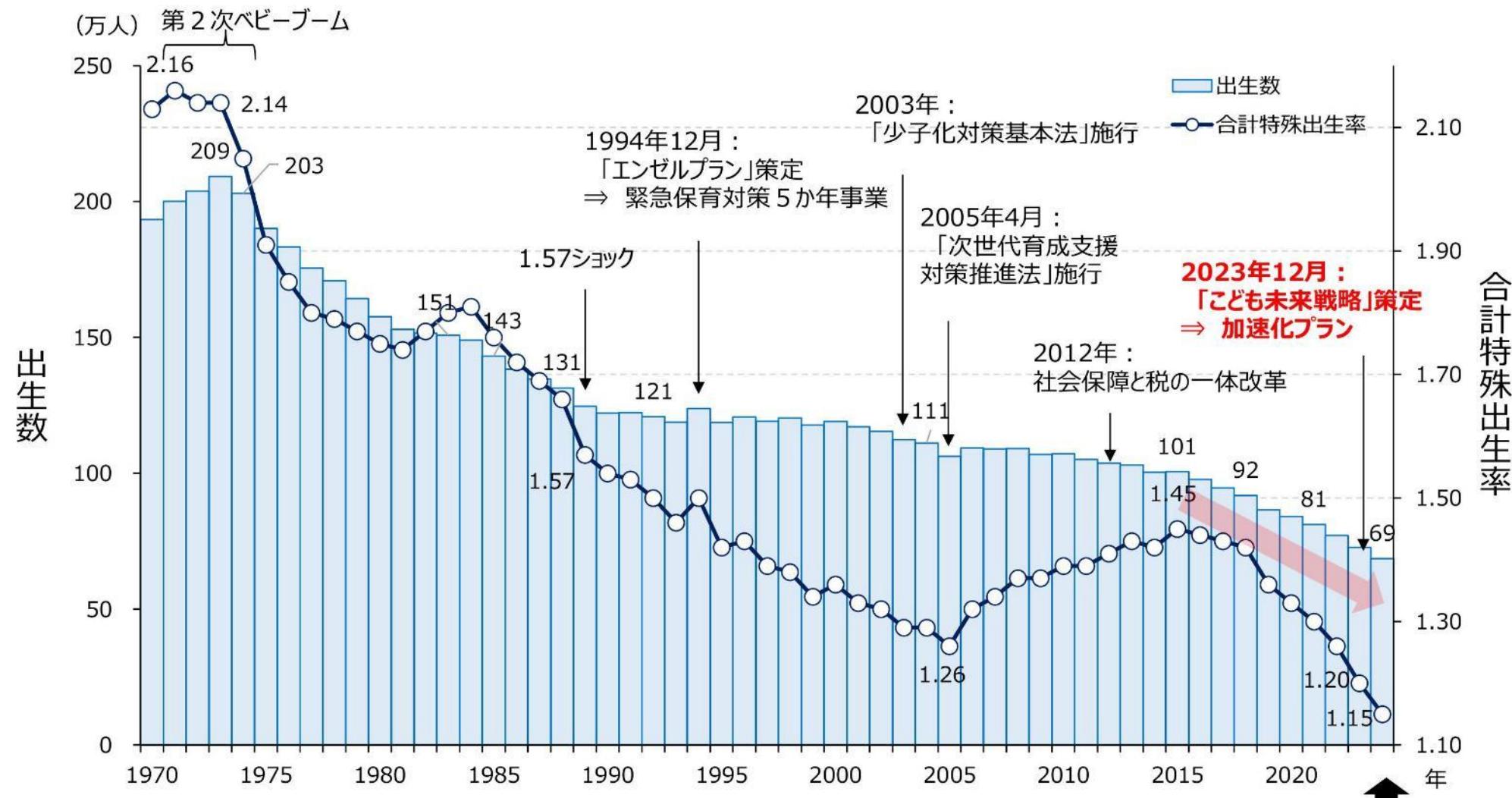
情勢報告

(公益社団法人) 全国私立保育連盟
常務理事 ● ● ● ●

保育を取り巻く状況

出生数・合計特殊出生率の推移

- 年間の出生者数は2000年代に入るまでは120万人程度、2010年代に入るまでは110万人程度で推移していたが、2016年に100万人を下回って以降、急速に減少し、2024年は69万人。10年で30万人以上も減少しており、少子化のペースが加速している。



2024年は **68万6,173人**

地域ごとの保育所等利用状況について

- 都市部と過疎地域を比較すると、令和7年4月1日時点の定員充足率は都市部が91.3%と全国平均（88.4%）より高い一方で、過疎地域においては74.6%となっている。
- 都市部における定員充足率の推移は5年間で▲3.2%に対して、過疎地域では▲8.4%と減少幅が大きく、今後、特に過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
- 全市区町村に人口減少を見据えた対応の検討状況を尋ねたところ、3割を超える自治体が「人口は減少する見込みだが、人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答しており、地域分析等にかかる支援を進めていく必要がある。

令和7年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,850,976人	1,754,598人	1,690,589人	1,397人	91.3%
過疎地域	215,382人	162,873人	160,782人	59人	74.6%

※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地域に計上しているため、P.9【表5】【表6】の値と一部異なる。

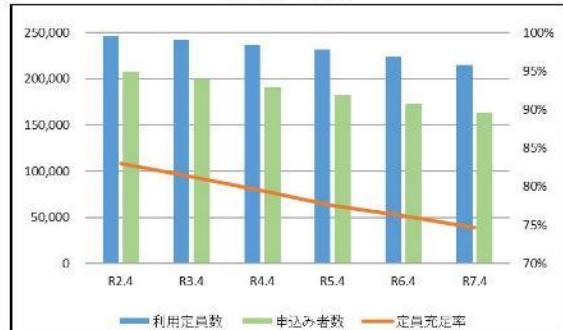
定員充足率の推移

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月	令和7年4月
都市部	94.5%	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%	91.3%
過疎地域	83.0%	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%	74.6%

＜都市部＞



＜過疎地域＞



＜定義＞

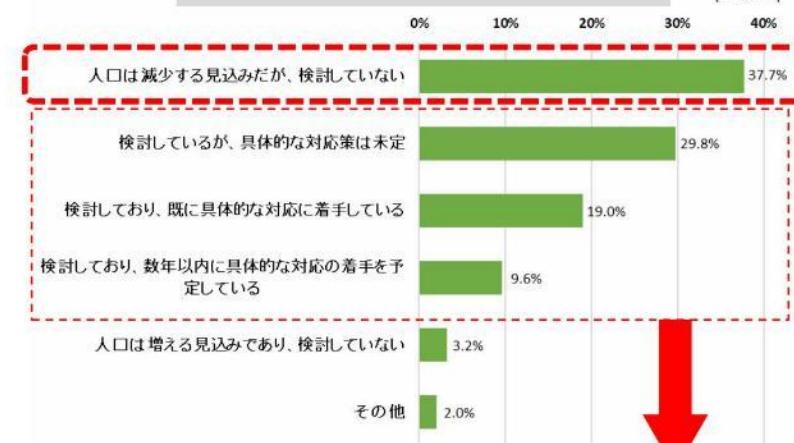
都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他の指定都市・中核市（334自治体）

過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）

※ 埼玉県長瀬町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上（43自治体）。

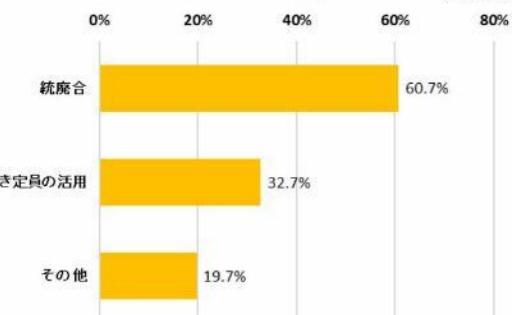
人口減少を見据えた対応の検討状況

(n=1741)



検討内容

(n=1,016)



「新たな総合経済対策」の主要事項(こども家庭庁)

1. 企業等の活力を活かした子育て・こども・若者支援

子育てしやすい環境の整備

- 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能の構築
- 安全で質の高いベビーシッターの利用促進
- 入院中のこどもの家族の付添い等の環境改善
- こども誰でも通園制度の本格実施に向けた対応 等

「こどもまんなか社会」への民間の取組支援と環境整備等

- 民間企業の取組支援と環境整備
(「こどもとともに成長する企業」構想の推進等)
- EBPM・効果検証の確実な実行による成果の確保 等

2. ライフデザインの多様化を捉えた若者政策

本格的な若者政策の始動

- 若者10万人の総合調査
- 地域における若者支援強化のためのコーディネート事業
- プレコンセプションケアの取組の強化 等

3. 多様で質の高い育ちの環境の提供等

多様で質の高い育ちの環境の提供

- 保育士等の待遇改善
- 保育人材の確保 等

こどもの安心・安全

- こども性暴力防止法関連システム開発等の施行準備
- こどものためのショートステイ・トワイライトステイの受け皿拡充
- こどもの居場所づくり支援 等

6. 人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なこども政策の展開

- 施設整備交付金による保育施設等の改築等の支援
- 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業
- こどもDXの着実な推進 等

4. 地域の多様な主体が連携したこども・若者支援システムの構築

支援ニーズを見逃さないコンタクトポイント・相談体制の構築

- 妊娠・出産・乳幼児期の悩みやリスク等の早期発見・相談等
 - ・ 1か月児・5歳児健診の支援、新生児マスククリーニング検査実証事業 等
- 支援ニーズをまるごと受け止める包括的なシステムの構築
 - ・ 地域ネットワーク構築によるこども支援、こども家庭センターの設置・機能強化の促進 等
- 虐待防止対策の強化(こども・若者支援人材バンクの創設等)
- ヤングケアラーへの食支援を通じた実態把握
- ひとり親家庭のためのワンストップ相談体制の強化
- こどもの自殺対策の強化
 - ・ 法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業
 - ・ ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策の検討

支援のニーズを抱えるこども・若者への支援

- ひとり親の収入増に向けた就業支援の強化
- 児童虐待防止対策のためのシステム構築
- 共働き家庭里親等への支援、児童養護施設等の職員の待遇改善等
- 発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援
- 地域のインクルージョン、こどもホスピスへの支援 等

5. 物価高対応のための強力な支援

- 物価高に対応した子育て世帯への強力な支援(物価高対応子育て応援手当(仮称))
- 物価高に対応したこどもの貧困・ひとり親家庭等への緊急的な支援
 - ・ 重点支援地方交付金を活用したひとり親家庭等への給付金等の支援の促進
 - ・ 地域における緊急的な支援と連携した物価高対応集中相談事業
 - ・ ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 等
- 保育所や児童養護施設等における物価高騰対応のための支援

保育所等の物価高対応のため、特例的な加算・補助を創設

保育所等

1施設あたり**10万円**
(保育所、幼稚園、認定こども園の場合)

地域こども・子育て
支援事業

放課後児童クラブ、
地域子育て支援拠点など

1支援の単位あたり**5万円**
(放課後児童クラブの場合)

児童養護施設等

こども1人あたり**約1.1万円**
(児童養護施設(乳児以外)の場合)

現状・これまでの取組

- 平成27年度の子ども・子育て支援新制度の創設以降、保育士・幼稚園教諭等の待遇改善や配置基準の見直し等を行ってきたところ、保育所等の公定価格に係る予算額は、この10年で約3倍となった。
- 令和6年12月に「保育政策の新たな方向性」を取りまとめ、今後は、人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るために、保育政策について、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保することとした。
- 「保育政策の新たな方向性」や、関係者からの意見も踏まえつつ、令和8年度予算編成過程では以下の事項について、必要となる財源にも留意しつつ検討を行っていく。

【予算額等の推移】



(※1) R6年度までは補正後予算額。R7年度は当初予算額。

(※2) 「子どもの数」は、以下①と②の合計値。

① 保育所・認定こども園、特定地域型保育事業の利用児童数（「保育所等関連状況取りまとめ」の人数のため、公定価格の対象ではない公立の保育所及び認定こども園の人数を含む）。② 幼稚園の在籍児童数（「学校基本調査」の私立幼稚園（私学助成園を含む。）の在籍児童数をもとに、「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」の「施設型給付を受ける幼稚園」に移行した割合を乗じた推計値）。

検討事項

- 保育士・幼稚園教諭等の待遇改善について
 - ・ 令和7年度予算では、令和6年人事院勧告を踏まえ、+10.7%の待遇改善を実施。
 - ・ 令和7年人事院勧告等を踏まえた人件費の単価の見直しについて検討する。
- 地域区分について
 - ・ 第8回子ども・子育て支援等分科会（令和6年12月19日）において、「令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていく」ととした。
 - ・ 自治体から個別に意見を伺うとともに、他の社会保障分野の動向等も注視しているところ、引き続き検討する。
- （自治体からの意見の例）
 - ▶ 地域区分の見直しにより、公務員地域手当の級地区分をそのまま適用すると、隣接地域とこれまで以上に区分差が拡大し、保育人材の確保に影響が出るほか、事業運営や保育の質の維持・向上に支障が生じる恐れがあるなど多くの自治体から懸念の声があがっている。公定価格の見直しに当たっては、人件費相当分の引き上げ効果が地域区分の見直し等により減殺されることのないよう現行を超える給付水準を確保いただくとともに、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との地域区分差にも配慮いただきたい。
 - ▶ 保育の公定価格の地域区分については、速やかに公務員の地域手当に準じた改定を行うこと。
- 配置改善について
 - ・ 現在、保育士等の配置状況の調査を行っているところ、その結果も踏まえ今後の対応を検討する。
- 令和7年度予算における見直し事項の激変緩和措置等について
 - ・ 令和7年度予算では、「冷暖房費加算」において、四級地から級地外となる市町村について激変緩和措置を設けたところ、令和8年度以降の取扱いについて検討する。
 - ・ 「定員超過減算」及び「待遇改善等加算」において、令和7年度限りの経過措置を設けているものについては予定どおり終了する前提で、他の見直し事項について検討する。
- このほか、以下のような課題等があることを踏まえ、公定価格における対応を検討する。
 - ・ 3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設。
 - ・ 学級編成基準の見直しに伴う学級編制調整加配の対象の見直し（幼稚園・認定こども園（1号））。
 - ・ 保育所等におけるインクルージョンの推進。
 - ・ 人口減少地域の保育所等における保育機能の確保・強化。
 - ・ 保育現場におけるテクノロジー活用の推進。
 - ・ 他の社会保障分野を踏まえた法令等に求められる取組（例：経営情報の公表、安全計画の策定）が行われていない場合の対応。

（令和7年4月25日 こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣より諮問）

【背景等】

- 現行の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年4月に施行されてから、7年が経過。
- **こども基本法**において、こども施策の基本理念を規定。また、令和5年12月には「こども大綱」や「はじめの100か月の育ちビジョン」が閣議決定。乳幼児期は、子どもの一人一人の権利や尊厳をしっかりと守り、子どもの生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要であることが示されている。
- 昨年12月に公表された「保育政策の新たな方向性」では、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「質の向上」へと大きく方向性を転換することが示された。
- 保育所や認定こども園では、保育の実践に当たって、障害のある子どもや外国につながりのある子どもなど、多様な個性や特性、背景を有する子どもたちへの支援、子どもが多様な人々と関わりながら育つための地域との関わりや地域資源の活用、感染症や自然災害への対応といった子どもの健康と安全の確保などを含めた様々な課題への対応が求められるとともに、子育て支援の充実も期待。
- こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、文部科学大臣及び内閣総理大臣は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、両者の整合性の確保に配慮することが定められた。幼保連携型認定こども園教育・保育要領を内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めることと合わせて、教育・保育内容の基準の整合性を一層図ることが必要。

【審議いただく内容】

以下の事項を中心に審議。

- こども基本法等の趣旨を踏まえつつ、子どもが主体的に遊び育つことを保障する保育の在り方をどのように考えるか。
- 乳幼児期からの切れ目のない子どもの成長を保障するため、0歳から学童期との接続までを俯瞰（ふかん）した保育の在り方をどのように考えるか。
- 心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人の子どもの育ちを保障するための保育の在り方をどのように考えるか。
- 多様な子どもや大人との関わりの中で子どもが育つための、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。
- 質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。
- 設置者や施設類型を問わず、乳幼児期の子どものより良い育ちを保障していく共通の方策についてどのように考えるか。

※ これらに関連する事項を含め、保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う中央教育審議会と緊密に連携いただきつつ、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い保育が保障されるよう、幅広く御検討いただきたい。



前回改訂における改善と成果

【資質・能力】

- 前回改訂では、幼児教育（※）において育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」が、小学校以降の教育において育む資質・能力と系統的に明記された。
- このことにより、幼稚園、保育所、認定こども園（以下、「幼児教育施設」という。）において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことが求められていることの認識が高まり指導の改善が図られるとともに、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきたなどの成果が上がってきてているところ。

※幼児教育：0歳～小学校就学前までの幼児教育施設における教育

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

- ねらい及び内容に基づく活動全体を通して、特に5歳児後半に見られるようになる資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記された。
- このことにより、指導計画の作成時や指導の過程の振り返り時に活用されるとともに、幼保小の合同研修等において活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっているなどの成果が上がってきてているところ。



※幼稚園の数値は、幼稚園型認定こども園を含む数値。認定こども園の数値は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の数値。グラフ中の（ ）内は園数

出典：令和6年度幼稚園における教育活動の実施状況調査
令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査



課題と方向性（案）

- 資質・能力とねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解して実践につなげていくことが難しいとの指摘（例えば、資質・能力、ねらい及び内容を示している5つの領域、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示された10項目は、それぞれ1対1に対応するものではないが、対応関係から理解しようとして混乱が生じている等）
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、ほとんどの幼児教育施設で何らかの活用はされているものの、項目名だけでなく、各項目の具体的な記述を活用している割合は、幼稚園で約4～5割程度にとどまっている。
※保育所、認定こども園に関する調査結果はない。

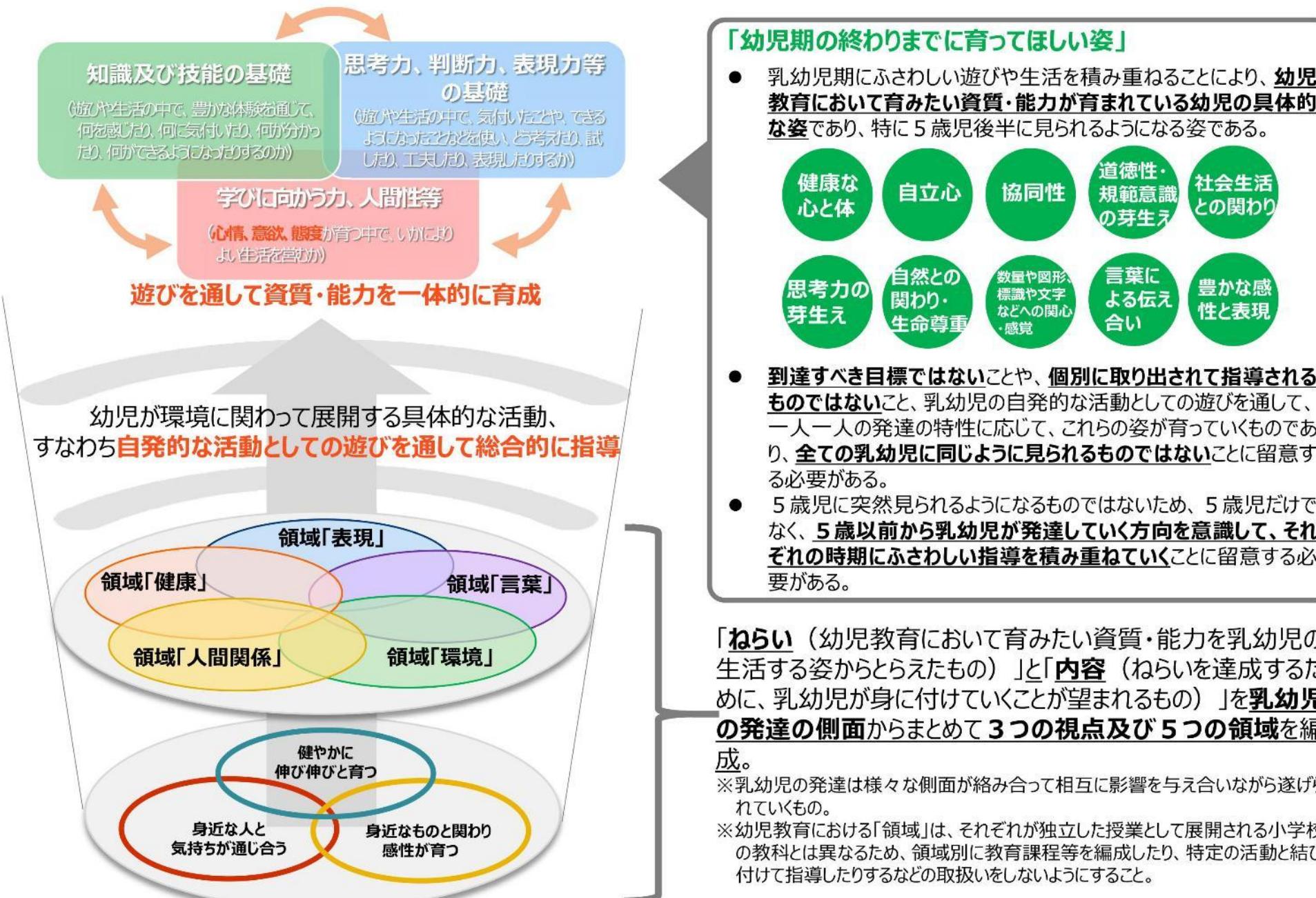
- 資質・能力、ねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の果たしてきた役割や課題等を踏まえ、その在り方や関係性について、どのような改善が考えられるか。

【現行】

- ①資質・能力は、5領域に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって一体的に育まれる。
- ②資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」である。
= 資質・能力が育っていくと、幼児の姿（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等）としてあらわれてくる。

補足イメージ①

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、資質・能力が育まれている幼児の姿として、具体的な援助等を行う際の手掛けりとされてきたが、その活用について、今後、どのように改善していくべきか。



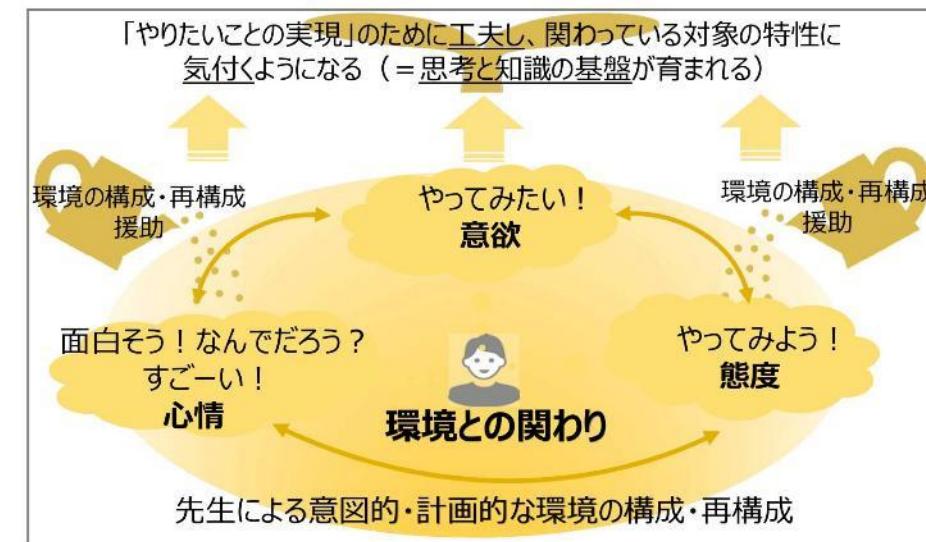
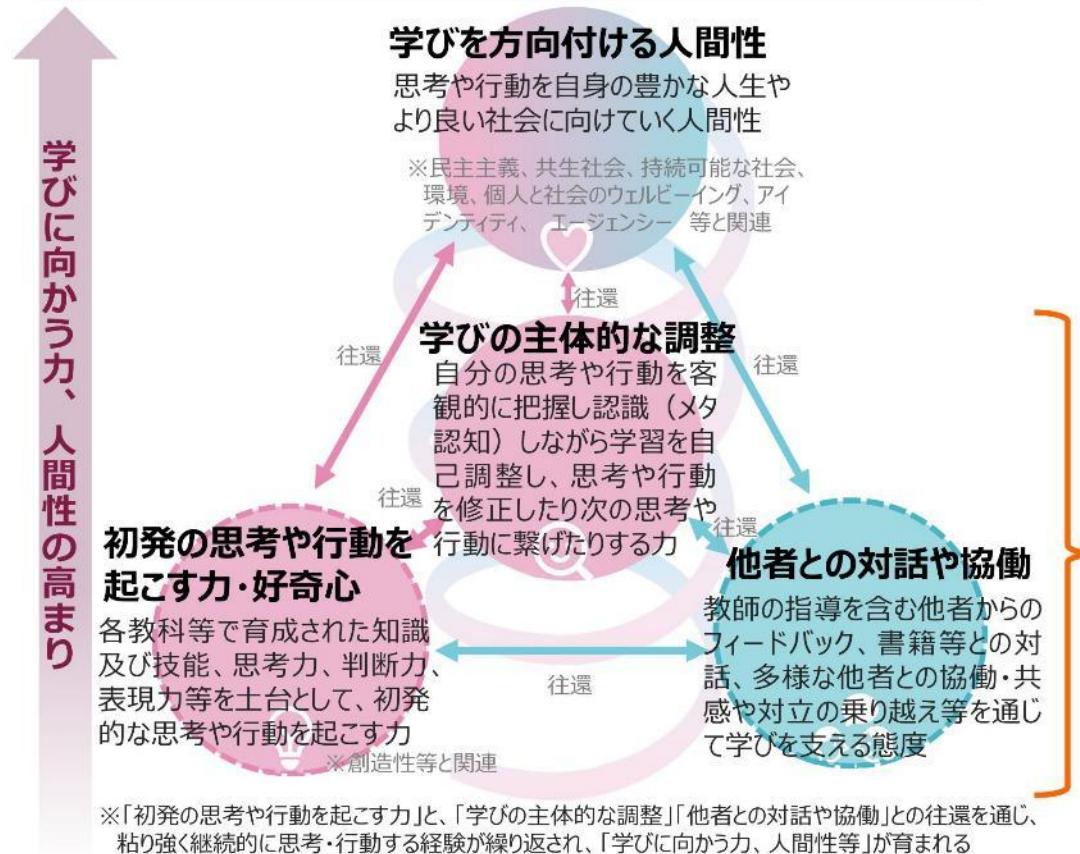
学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ（素案）

- 「論点整理」においては、
・「学びに向かう力、人間性等」を基本的な概念としては存置しつつ、主要な要素や要素間の関係を構造化して分かりやすく提示すべき、
・その際、各種調査から我が国の子供たちの課題と考えられる「まず考えてみること、行動してみるとこと」等を「学びに向かう力、人間性等」の要素と位置付け、下図イメージのとおり、4つの要素の関係として整理する方向で検討すべきとされている。
- 環境を通して行う教育を基本とする幼児教育の特質を踏まえ、特に「学びの主体的な調整」や「初発の思考や行動を起こす力・好奇心」などの要素について、幼児教育としてどのように捉えられるか。また、その際、従前より幼児教育が重視してきた「心情、意欲、態度」（下図参照）が育つ中で、「学びに向かう力、人間性等」の育成をどのように捉えられるか。

【今後の整理イメージ】

論点整理p18参照

変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通じて自分の人生を舵取りし、社会の中で多様な他者とともに生きる力を育む



◆下部の各要素については、乳幼児の発達を踏まえ、幼児教育としての説明を、幼児期の後半をイメージして検討

初発の思考や行動を起こす力・好奇心 自分に自信をもち、様々な事物や現象、他者の姿などに興味や関心をもったり憧れを抱いたりして、自ら積極的に関わろうとする力

他者との対話や協働 先生や友達などの他者に親しみ、信頼し、他者との関わりを通して多様な感情を体験したり互いの考えに触れたり葛藤を乗り越えたりしながら、目標を共有して協同しようとする力

学び(遊び)の主体的な調整 遊びながら、実現したいことを願い、どのようにしたらいいか見通し、試したり工夫したりして振り返り、難しいことが生じても粘り強く取り組んで、更なる試行錯誤や工夫に繋げる力



共通の検討事項

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、それぞれ学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく告示として定められている。

平成29年3月の告示改正以降、社会状況の変化に応じ、教育基本法に基づく第4期教育振興基本計画の策定、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、こども基本法の制定とそれに基づくこども大綱の策定、幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョンの策定、スポーツ基本法の改正、文化芸術基本法の改正など、様々な政策が進められてきた。

こうした社会状況の下、これまでの実践の成果と課題を踏まえ、本WG・委員会においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の一層の整合性及び小学校学習指導要領等との連続性を図るため、以下の事項を共通事項として検討する。

1. 遊びの中での直接的・具体的な体験の一層の充実に向けた、指導と評価の改善・充実の在り方

- 0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえた、内容の改善・充実について
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続について
- 「環境を通して行う教育」と小学校以降の授業改善の方向性の趣旨の一貫性について
- 直接的・具体的な体験の充実を図る道具としてのICTの活用について
- 特別な配慮を必要とする乳幼児への指導について
- 乳幼児理解に基づく評価の改善について

2. 育みたい資質・能力の在り方・示し方

- 小学校以降の内容の一層の構造化、「学びに向かう力・人間性等」の再整理等に関する議論を踏まえた、資質・能力の在り方について
- 表形式を活用したねらい及び内容の分かりやすい示し方について

3. 子育て支援の充実、地域の体制づくりの推進

- 家庭や地域との連携、子育て支援の充実について
- 各地域の体制づくりの推進について

※幼児教育WGは幼稚園教育及び幼保連携型認定こども園における教育に関する審議を、保育専門委員会は保育所保育及び幼保連携型認定こども園における保育に関する審議を、それぞれ所掌する。

こども政策の推進

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ**、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けることがないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのつったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。

9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見（対面・オンライン等）

12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱**に整理

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・**子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
- ・こども基本法等の理念に基づき**5つの柱**に整理
 - ①**子どもの権利と尊厳**
 - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
 - ③**切れ目なく**育ちを支える
 - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤**子どもの育ちを支える**環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・**子どもの多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念**を整理
- ・居場所づくり推進の**4つの視点**を整理
 - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せい状態）の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

- ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全ての子どもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

全ての子どもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

1 子どもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓ 生命や生活を保障すること
- ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」<安心>

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「子どもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓ 誕生の準備期から支える
- ✓ 幼児期と学童期以降の接続
- ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓ 全ての保護者・養育者とつながること
- ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、子どもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓ 「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人が子どもの育ちを応援)
- ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓ 地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（1）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（2）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（3）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
(※) もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、
(3) ③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

改正の趣旨

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年度からこども誰でも通園制度が給付（乳児等のための支援給付）化される。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、本年10月より保育士・保育所支援センターが法定化され、地域限定保育士制度が創設されるとともに、令和8年度から満3歳以上限定小規模保育事業が施行される。
- これらの改正を踏まえ、基本指針の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備等を行い、令和8年4月1日から適用することとする。（※）この改正に伴い、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）についても、所要の改正を行い、改訂版ver. 3として発出予定。

改正案の概要

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。

2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項である「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項を追記する。

3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正

- 認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」とみなして「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて措置する。

4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正

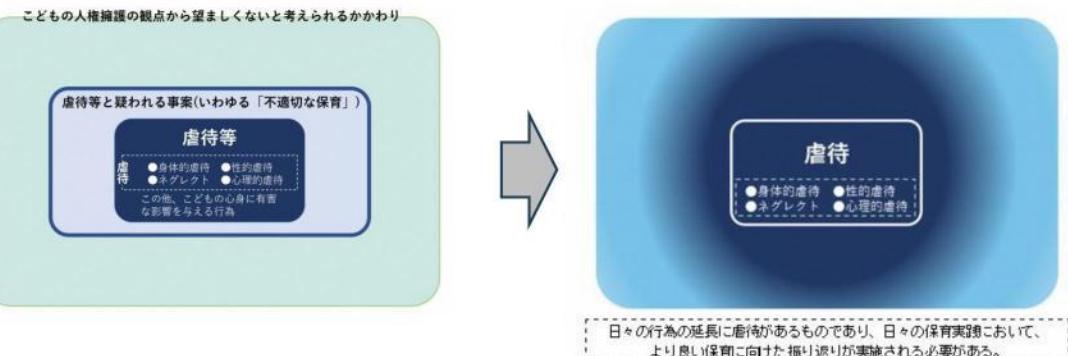
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。

概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、日々の行為の延長に虐待があると解すべき。
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理。
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。



ガイドライン目次

I はじめに

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）について
3. 保育所等における虐待について
 - (1) 虐待について
 - (2) 「不適切な保育」について

II 保育所等における対応

1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
 - (1) 子どもの権利擁護について
 - (2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
 - (3) 職員一人ひとりが子どもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
2. 市町村等への相談
 - (1) 虐待と疑われる事案と確認した場合
 - (2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
3. 市町村等の指導等を踏まえた対応
4. さらにより良い保育を目指す

III 市町村・都道府県（所管行政庁）における対応

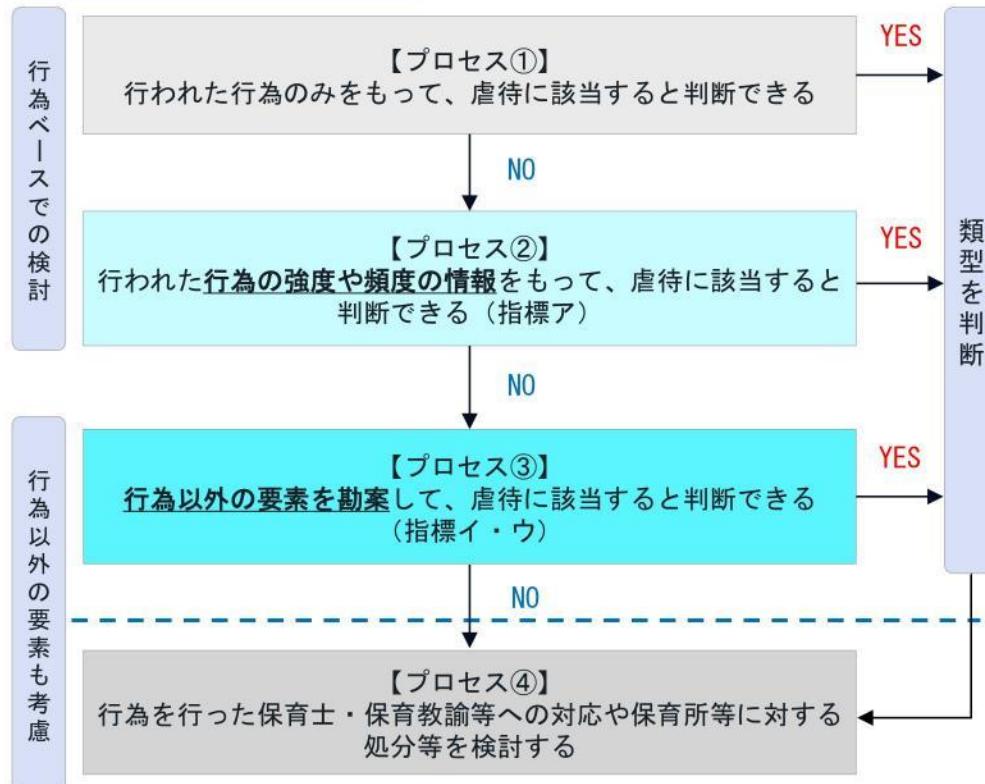
1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
2. 虐待対応の全体像と体制整備について
 - (1) 虐待対応の全体像
 - (2) 体制整備
3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合
 - (1) 通報受理時に確認する事項等
 - (2) 個人情報保護との関係
 - (3) 通報による不利益取扱いの禁止について
4. 事実確認の準備と実施
 - (1) 通報内容の情報共有の実施
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
 - (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
 - (4) 初動対応の決定
 - (5) 事実確認の実施
5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
 - (1) 虐待の具体的な判断過程
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
 - (3) 虐待と判断される行為の指標
 - (4) 指標に基づく判断の具体例について
 - (5) 判断後の対応
 - (6) 虐待と判断した場合の対応
 - (7) フォローアップ
 - (8) 児童福祉審議会への報告等
 - (9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

IV 参考資料

虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
 - ◆ 虐待の判断については、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア 行為の強度・頻度」「イ 保育士・保育教諭等の意図」「ウ こどもの状況・こどもへの影響」を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。
- ※ まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものであると考えられる。

虐待に係る判断プロセス



判断の指標・具体例

- ◆ 行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。
 - ア 行為の強度・頻度
 - イ 保育士・保育教諭等の意図
 - ウ こどもの状況・こどもへの影響

行為の内容	判断
3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、 <u>苦手を克服させる意図</u> で、 <u>繰り返し食べるよう促していた</u> 。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを <u>大声で注意し</u> 、 <u>こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる</u> と、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はその <u>こどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為をア毎日のように繰り返した</u> 。しばらくして、保護者から、「 <u>給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなつた</u> 。」と相談があった。	虐待

(考え方のポイント)

【プロセス①】

- 行為に着目すると、「ア大声で注意している点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。
- また、「アこどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。

【プロセス②】

- 一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「ア毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。

【プロセス③】

- なお、当初は「イ苦手を克服させる意図」であったが、その後、「イ嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。
- 保育士による行為の結果、こどもは「ウ保育園に行きたがらなくなつて」おり、こどもへの重大な影響があつたと捉えられる。

※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること**等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・児童等が**相談を行いやくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・**研修**(第8条等)

初犯防止対策

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - 学校設置者等の現職者
→ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - 民間教育保育等事業者の従事者
→ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・情報の秘密保持義務(第39条)

2 被害が疑われる場合の対応

- ・**調査**(第7条第1項等)
- ・被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとして**防止措置**は必須。詳細はガイドラインで示す予定。

防止措置

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告微収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日:令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

こども性暴力防止法 ①

この法律の主な内容(中間とりまとめ素案より)

- ・ 性犯罪歴のある人が教育・保育など、こどもに関わる仕事に就けないようにする仕組みの導入
- ・ ここでいう「こども」は0歳～18歳
- ・ 確認される性犯罪は「強制わいせつ罪」や「公然わいせつ罪」などの刑法だけでなく「痴漢」「盗撮」などの迷惑防止条例も含まれる。
- ・ 特定性犯罪前科の確認対象 「拘禁刑(服役):刑の執行終了等から20年」「拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了): 裁判確定日から10年」「罰金:刑の執行終了等から10年」

こども性暴力防止法 ②

この法律の主な内容(中間とりまとめ素案より)

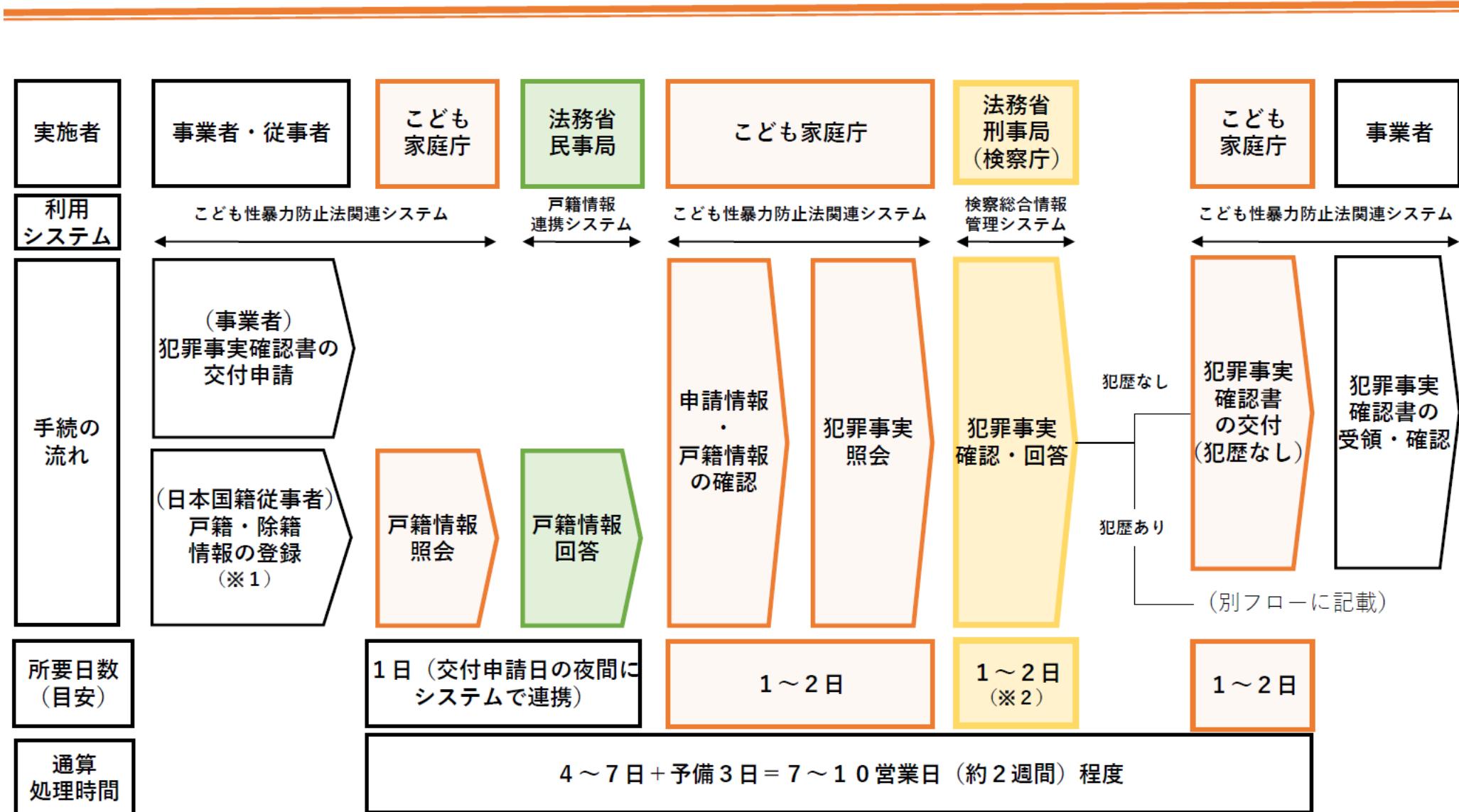
- ・ 義務対象となる施設は保育園などの児童福祉施設、幼稚園～高校までの教育施設
- ・ 任意での対象となる施設は、民間教育等施設(スイミング、学習塾、技芸)、認可外保育施設
- ・ 対象となる施設で就労していて子どもに関わる職種は全員、過去の性犯罪の履歴を照会します。職員個別の公表はしませんが、施設ごとに全職員が照会済みであることを利用者に知らせる必要があります。
- ・ 照会が終了した施設には、そのことを示す掲示物が交付されます。
- ・ 教育・保育現場における性暴力防止のための体制整備(職員研修、防力メなど)
- ・ こども自身への啓発や、相談・支援体制の強化

こども性暴力防止法 ③

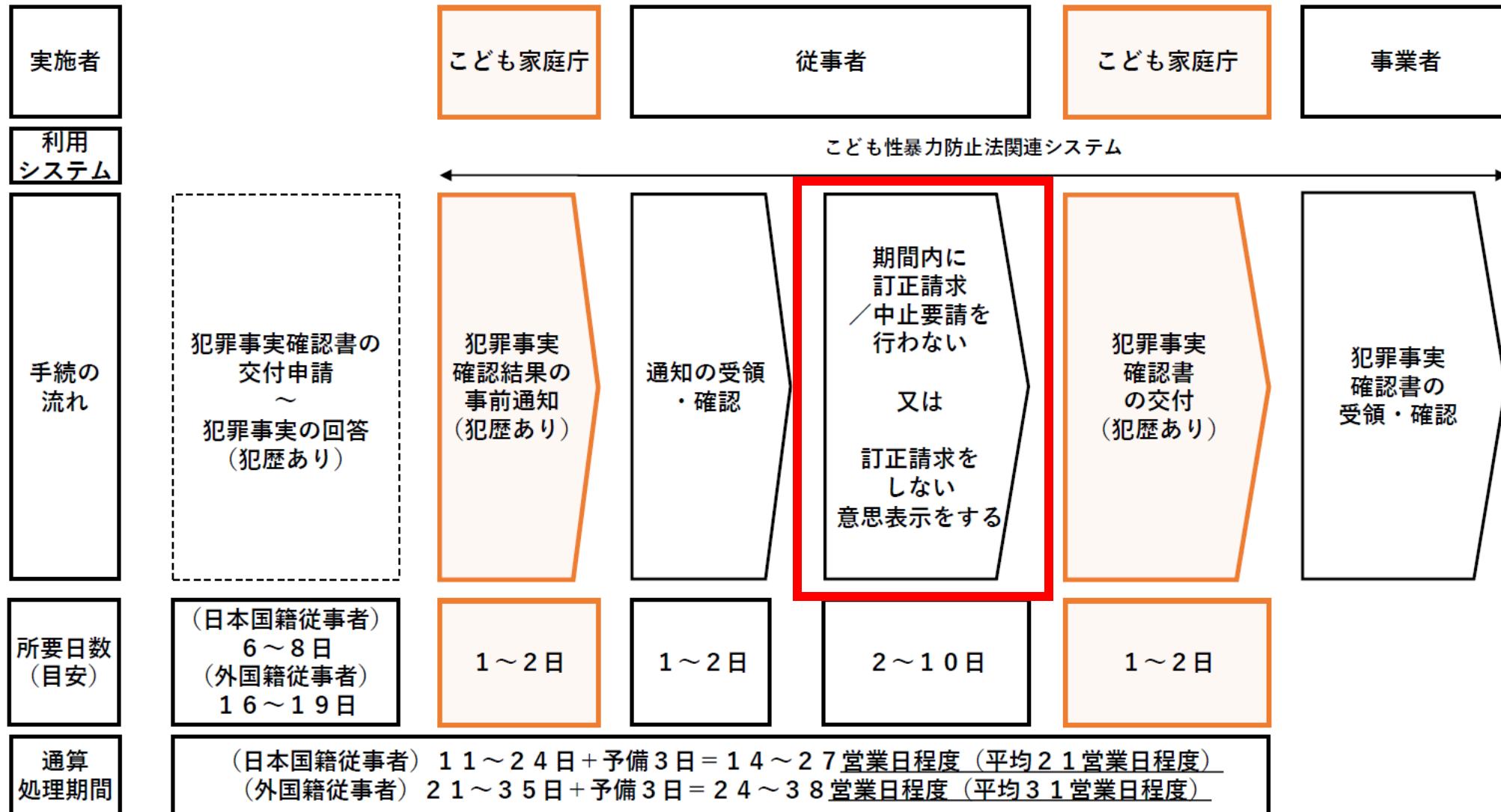
◆この法律において私たちが行うこと

- 私たち保育園職員にとって大切なのは、日々の関わりの中で「子どもの安全と安心を最優先にする」ことです。ちょっとした違和感や不安を見逃さず、職員同士で声をかけ合い、必要に応じて園長や関係機関に相談することが求められます。
- この法律は『特別なことを新しく行う』というよりも、これまで以上に子どもの権利と安全を守る意識を高めることを目的としています。職員一人ひとりが子どもの人権を理解し、日常の保育の中で実践していくことが大切です。
- 現在、こども性暴力防止法準備検討委員会で法律の細部が検討されています。年末までに話し合われたことをまとめ、ガイドライン等を作成し、令和8年12月までにこの法律が施行されることが決まっています。施行されると私たちはひとりひとり「犯罪事実確認」の手続きが求められます。「犯罪事実確認」のフローは別紙で説明します。

犯罪事実確認の事務フロー(①日本国籍従事者・特定性犯罪歴なし)



犯罪事実確認の事務フロー(③特定性犯罪歴あり・訂正請求／犯罪事実確認の中止要請なし)



犯罪事実確認書のイメージ

犯罪事実確認書

・申請番号 ×××××-××××-×

・確認日：令和 年 月 日

(犯歴なしの場合)

・上記申請番号に係る申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない。

(犯歴ありの場合)

・特定性犯罪事実該当者の区分：第二条第八項第〇号

・特定性犯罪の裁判が確定した日： 年 月 日

※法定記載事項のほか情報管理の留意事項等を明記

今 の う ち に 準 備 す る 「 こ 性 防 法 」 ①

【事業者の準備】

- ・ 犯罪事実確認を行う対象職員の範囲決定
- ・ 犯罪事実確認は基本的にシステム上で行います。そのため、各法人で「GビズIDプライム」の「GビズIDアカウント」の取得が必要になります。
- ・ 「GビズIDアカウント」の取得には、①パソコンもしくはタブレット、②登記上の代表者のマイナンバーカード、③マイナンバーカードを読み取ることが可能なスマートフォン、④「③」のスマホに「マイナポータル」「GビズIDアプリ」をダウンロード、⑤電子証明書暗証番号、⑥利用者証明用電子証明書暗証番号が必要です。
- ・ 「GビズIDアカウント」の取得は登記上の代表者ご自身が、ご自分で行うことが望ましいと考えます。登記上の代表者以外の名前で「GビズIDアカウント」を取得することはできません。

今の中に準備する「こ性防法」②

【職員への告知】

- ・「こ性防法」が令和8年12月からスタートすることの説明(この資料をご活用ください)
- ・犯罪事実確認を行う対象職員であることの説明
- ・犯罪事実確認は事業所の作業だけでなく、対象職員がご自身で行っていた作業があります。
- ・対象職員は「こ性防法」のシステムへご自身のマイナンバーカードの情報をアップロードする必要があります。(戸籍情報のアップロード)
- ・マイナンバーカードの取得、マイナポータルのダウンロード、マイナンバーカードが読み取り可能なスマホの準備

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

令和7年度～ 保育三団体各委員名

公益社団法人	全国私立保育連盟常務理事	高谷俊英
社会福祉法人	全国保育協議会副会長	北野久美
社会福祉法人	日本保育協会	新保雄希

令和7年度子ども・子育て支援等分科会(1)

日程	議事内容	発言要旨
8月 4日 (月) 第11回	(1) 子ども・子育て支援関係制度改正等の状況について (2) こどもまんなか実行計画2025の策定について (3) こども誰でも通園制度の施行について (4) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について (5) 保育施策関係の最近の動向について (6) こども性暴力防止法の施行に向けた主な論点及び検討の方向性について	<p>・人口減少地域においては、認可保育所の最低定員の20人を下回った児童数の園が多数ある。仮に児童数が20人の半分の10人となっていても、公定価格上は20人単価で積算されることとなる。単価は小規模保育事業の12人区分よりもかなり低く設定されており、バランスを欠いている。恒常に定員を上回る園には減算措置が適用されているので、反対に、20人定員の園が恒常に定員を下回った場合には、新たな加算措置の実施をぜひお願いしたい。</p> <p>・公定価格の充実については、今後とも人事院勧告の内容に準拠するとともに、その算定にあたっては事業に必要な項目を積み上げて積算する方法を堅持していただきよう、さらに、保育士等の俸給の格付けにあっては、平均経験年数の実態や、職員の役割と責任に応じたものとするよう、改善をお願いしたい。また、職員の配置基準については、保育士は当然として、保育士以外の調理員、事務員等の配置改善にもぜひ取り組んでいただきたいと強く要望する。</p> <p>・急激な物価高騰への対応について、全私保連が行った実態調査によれば、特に給食食材費と水道光熱費は令和6年度において対前年比だけでも10%を超える増支出となった施設が3割程度となっている。その対策として国が地方に拠出した交付税による対応も、自治体によって大きなばらつきが見られた。国の物価高騰への対策が自治体の判断でこども関連の支出に回されない、ということがないような制度設計や対応をお願いしたい。</p> <p>・こども性暴力防止法の施行への対応として、法施行を1年半後にひかえ、すでに採用した職員で該当者があった場合など困難ケースに対応するためのガイドライン等の作成・周知を早期に実施していただき、現場が混乱しないような取組みをお願いしたい。</p>

※第10回は令和7年4月18日に持ち回り開催

令和7年度子ども・子育て支援等分科会(2)

日程	議事内容	発言要旨
10月 20日 (月) 第12回	(1) 令和8年度予算概算要求について (2) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について (3) 公定価格について	<ul style="list-style-type: none"> ・こども誰でも通園制度に関して、利用者数が対象となる子どもの数に比して少なすぎる印象である。制度の趣旨はすばらしく、新しい財源を措置して実施する意義は大きいが、現場では制度の認知度がなかなか上がらない。自治体の取り組みや施設側のモチベーションに課題があると感じる。特に広報や補助単価の低さに問題があるように思うので、引き続き検討会で議論を進め改善していただきたい。また、家庭での子どもの虐待等が疑われる場合には、施設と自治体等が連携して対応すべきとされている。しかしながら、子どものあざや傷を指摘された保護者が、次回からは同じ施設を利用しない場合や、あえて連携の取りづらい近隣自治体の施設への預け替えをするケースも考えられる。こうした場合に備え、「在住する自治体の責任」を「手引き」で明確に位置づけ、広域利用の場合でも虐待等が疑われる場合は在住する自治体が中心となって必要な情報のやり取りを行い、子どもを守る必要があると考える。 ・職員配置基準について、資料によれば3、4、5歳の改善後の配置基準を満たしている施設が9割を大きく超えている。制度の趣旨に鑑み、4・5歳児配置改善加算におけるチーム保育推進加算を受けている施設への不適用をやめるとともに、1歳児配置改善加算の「保育士の平均経験年数等の要件の撤廃をぜひお願ひしたい。 ・今般の急激な物価高騰に関して、個別費目の積み上げによる算定の中で、物価の公定価格への適時かつ適切な反映をお願いしたい。

保育三団体協議会の取り組み

R7幹事団体は全私保連

令和7年度 保育三団体協議会（1）

日程	議題
令和7年4月7日	自民党「こども・若者」輝く未来創造本部 少子化対策・こども若者支援等小委員会ヒアリング
令和7年4月18日	自民党新しい資本主義実行本部物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPTヒアリング
令和7年6月2日	保育三団体協議会代表者会議(第1回) 実務者会議(第1回)合同会議 (1)令和8年度保育関係予算・制度等に向けた要望活動について (2)こども家庭審議会諮問に関する事前説明について
令和7年6月3日	医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟出席
令和7年6月16日	保育三団体とこども・保育政治連盟意見交換会
令和7年6月17日	令和8年度保育関係予算要望 こども家庭庁・関係議員への提出
令和7年9月30日	コア会議 (1)令和7年度保育三団体協議会・こども・保育政治連盟合同セミナーについて (2)物価高騰に係る緊急要望の取り扱いについて
令和7年10月23日	自民党全国保育関係議員連盟総会出席
令和7年10月30日	自民党医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟総会出席
令和7年11月12日	「物価高騰」と「災害対策」についての緊急要望

令和7年度 保育三団体協議会（2）

日程	議題
令和7年11月13日	保育三団体協議会代表者会議(第2回) 実務者会議(第2回)合同会議 (1)令和8年度保育関係予算・制度等に向けた要望活動について (2)保育専門委員会に関する意見交換について (3)こども性暴力防止法施行準備検討会説明・意見交換について
令和7年12月9日 10日	保育三団体協議会・こども・保育政治連盟合同セミナー
令和7年12月11日	令和8年度保育関係予算要望 こども家庭庁・関係議員への提出

令和8年度 保育関係予算要望

令和7年12月11日
保育三団体代表者連名

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください
2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください
 - 公定価格の改善
 - 保育士等の配置改善
 - その他の職員の配置改善
 - 保育DX を推進するための経費
3. 急激な物価高騰への対応をお願いします
4. 「こども誰でも通園制度」を真に子どものための制度としてください
5. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における公費助成を堅持・継続してください
6. 保育所保育指針等の改定に際し、現行の三要領・指針をこどもまんなかの理念に沿って見直してください
7. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

人勧及び処遇改善について

処遇改善と物価高騰への対応

保育士等

処遇改善

公定価格上の人件費を
5.3%改善

※改善額のイメージ：令和6年賃金構造基本統計調査における保育士の平均賃金32.9万円をもとに機械的に計算すると年額では約20万円の改善となる。

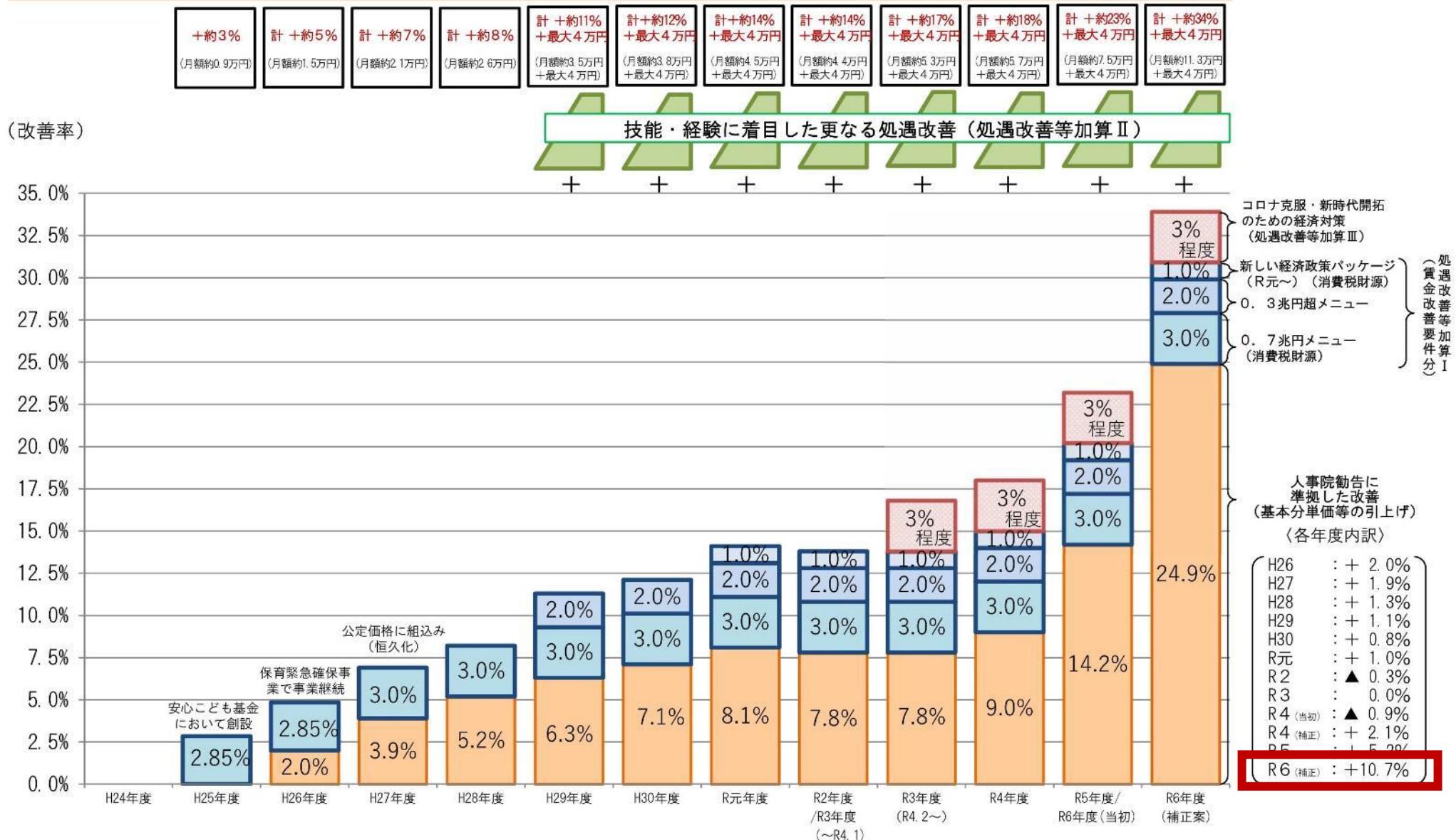
※児童養護施設等の職員についても処遇改善を実施。

児童
保育所や
養護施設等

事業継続
支援の創設

物価高騰に対応するため、
施設等の **運営費に加算・補助**

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。

(※1) 「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

(※2) 「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。

(注1) いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額ではなく、税込み額である。

「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

保育士等の処遇改善の仕組み

		目的	対象者	主な要件	賃金改善の方法	加算額の算定方法	主な提出書類
処遇改善等 加算	区分1	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善〔基礎分〕	全職員	○ キャリアパス要件（職位・職責等に応じた賃金体系等の整備や資質向上の計画や研修の実施等）の構築	定期昇給等に充当	在籍児童数×区分1単価×加算率 ※ 加算率：職員の平均経験年数（0～10年以上）に応じて、2～12%で設定	■認定申請 ① 加算率等認定申請書 ② キャリアパス要件届出書（※3） 【区分2・3のみ必要な書類】 ③ 賃金改善計画書（※4） 【区分3のみ必要な書類】 ④ 加算算定対象人数等認定申請書（※4） ■実績報告【区分2・3のみ必要】 ⑤ 賃金改善実績報告書
	区分2	職員の賃金改善〔賃金改善分〕	全職員	① 区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等総額」が「加算額」を下回らない ② 基準年度（基本は前年度）より加算額の影響等を除いた支払賃金総額が下回らない（※2） ③ 改善を行う賃金の項目以外の水準を低下させない ④ 加算額の1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 ⑤ 国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合、それに応じた賃金の追加的な支払を行う ⑥ 賃金改善の具体的な内容を職員に周知 ⑦ 職位・職責等に応じた賃金体系等の整備・職員に周知（区分3のみ）	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	在籍児童数×区分2単価×加算率 ※ 加算率：6%（職員の平均経験年数が11年以上の場合は7%）に、公定価格上の基礎職員1人当たり9,000円相当の改善を行うための率を足して設定	
	区分3	技能・経験の向上に応じた賃金の改善〔質の向上分〕	副主任保育士等、職務分野別リーダー等（※1）		基本給、毎月決まって支払われる手当により改善	4万円×人数A ((基礎職員数×1/3)と研修修了者数の少ない方の数) 5千円×人数B ((基礎職員数×1/5)と研修修了者数の少ない方の数)	
	人事院勧告による改善分	人勧に伴う国家公務員給与の改定に準じた人件費の引上げ分	全職員	—	基本給、毎月決まって支払われる手当、賞与又は一時金等により改善	基本分単価や保育士等の加配に関する加算の中に含まれている	—

(※1) 年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等又は職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者も対象となる。このほか、賃金改善後のバランス等を踏まえて必要な場合には、園長以外の管理職も対象となる。

(※2) 経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることが、特例的に可能。

(※3) 過年度に徴しており、その内容に変更がない場合は提出不要。

(※4) 過年度に申請する区分の認定を受けている場合は、「賃金改善の誓約書」を提出することで、当該書類は提出不要。

令和7年度待遇改善 実績報告 様式6別添1(ver902)

別紙様式6別添1

賃金改善明細(職員別表)

○加算当年度の全ての職員の賃金改善明細

超過勤務手当に関するFAQはNo.27~29、別添1を参照 ↓

おわりに

ご清聴いただき、ありがとうございました。